

当院のカスタマーハラスメントへの対応方針

医療法人 青藍会

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合には、退去を命じます。応じていただけない場合は、警察介入を依頼します。当院が悪質と判断した場合には、弁護士を含む第三者に相談のうえ、厳格に対処いたします。

例として次に挙げるような行為を拒否します。

- 1 大声による罵倒・暴言、にらみつける等、威圧的な言動
- 2 暴力行為・器物損壊、もしくはその恐れが強い場合
- 3 医師・看護師・医療従事者の指示に従わない場合
(体重や血圧の測定拒否、無断で透析に来院しない等)
- 4 解決しがたい要求を繰り返し、業務に支障をきたすこと
- 5 その他、迷惑行為やセクハラ行為

このような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ない、適切な医療の存続を困難にします。信頼関係が破綻していると当院が判断した場合、その後の診療には応じられません。

皆様には、予めご了承いただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。